

# 人事委員会に係る手続等における電子申請システムの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年川崎市人事委員会規則第15号。以下「規則」という。）に基づき、人事委員会に係る手続等のうち電子申請システムを利用して行う申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）及び規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「電子申請システム」とは、川崎市電子申請システムの利用に関する要綱（平成18年川総シ管第1408号。以下「市電子申請システム利用要綱」という。）第2条第1号に規定する電子申請システムをいう。

(電子申請システムを利用して行うことができる申請等)

第3条 電子申請システムを利用して行うことができる申請等は、別表第1に掲げるものとする。

(人事委員会の指定する電子計算機)

第4条 規則第5条第1項及び同条第5項に規定する人事委員会の指定する電子計算機は、電子申請システムを構成する電子計算機とする。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第5条 規則第5条第2項ただし書及び同条第3項に規定する人事委員会が別に定める方法は、申請等を行う者が電子申請システムにログイン（電子申

請システムに接続して使用を開始することをいう。) をする際に、市電子申請システム利用要綱第4条第1項各号に掲げるもののいずれかを送信する方法とする。

(添付書面等の取扱い)

第6条 規則第5条第5項に規定する添付書面等に記載すべき事項は、電子申請システムが提供する様式に入力し、電子申請システムを使用してこれを送信することができる。

(添付書面等の省略)

第7条 規則第5条第6項の規定により人事委員会が提出を省略させることができる添付書面等は、別表第2に掲げるものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、電子申請システムを利用して行う申請等に関し必要な事項については、市長事務部局の例による。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

| 申請等名  | 根拠条例等  | 本人確認事項          |                 |
|---|--|-----------------|-----------------|
|   |  | I D 及び<br>パスワード | 電子署名及び<br>電子証明書 |
| 公文書開示請求   | 川崎市情報公開条例<br>施行規則（平成 1 3<br>年川崎市人事委員会<br>規則第 3 号）第 3 条<br>第 1 項          | ○               | ○               |
| 保有個人情報開示<br>請求（本人の請求<br>に限る。）                           | 川崎市個人情報保護<br>条例施行規則（昭和<br>6 0 年川崎市人事委<br>員会規則第 1 7 号）<br>第 6 条第 1 項第 1 号 | —               | ○               |
| 保有個人情報訂正<br>請求（本人の請求<br>に限る。）                           |  |                 |                 |
| 保有個人情報利用<br>の停止請求（本人<br>の請求に限る。）                        |  |                 |                 |
| 保有個人情報消去<br>請求（本人の請求<br>に限る。）                           |  |                 |                 |
| 保有個人情報提供<br>の停止請求（本人<br>の請求に限る。）                        |  |                 |                 |
| 川崎市職員採用試<br>験申込（高校卒程<br>度、保育士、栄養<br>士、臨床検査技<br>師、学校栄養職） | 川崎市職員の任用に<br>関する規則（平成<br>1 3 年人委規則第 1<br>号）第 4 条及び第<br>1 1 条第 1 項        | ○               | ○               |
| 障害者を対象とし<br>た川崎市職員採用<br>選考申込                            | 川崎市職員の任用に<br>関する規則第 1 1 条<br>第 1 項                                       | ○               | ○               |
| 川崎市職員（大学<br>卒程度）採用試験<br>申込－民間企業等<br>職務経験者－              | 川崎市職員の任用に<br>関する規則第 4 条  | ○               | ○               |
| 川崎市職員採用試<br>験申込（大学卒程<br>度、獣医師、薬剤<br>師、保健師）              | 川崎市職員の任用に<br>関する規則第 4 条及<br>び第 1 1 条第 1 項                                | ○               | ○               |
| 就職氷河期世代を<br>対象とした川崎市<br>職員採用試験申込                        | 川崎市職員の任用に<br>関する規則第 4 条  | ○               | ○               |

備考 本人確認事項欄に○印を掲げる申請等は、当該本人確認事項を使用  
して申請等を行うことができることを示す。

別表第2（第7条関係）

| 申請等名          | 根拠条例等   | 書類等                        |
|---------------|---|----------------------------|
| 保有個人情報開示請求    | 川崎市個人情報保護条例<br>施行規則（昭和60年12<br>月27日人委規則第17<br>号）第6条第1項第1号 | 当該請求する者が本人であることを確認するに足りるもの |
| 保有個人情報訂正請求    |   |                            |
| 保有個人情報利用の停止請求 |   |                            |
| 保有個人情報消去請求    |   |                            |
| 保有個人情報提供の停止請求 |   |                            |